昭和三十一年国家公安委員会規則第四号

警察官の服制に関する規則

警察官の服制及び服装に関する規則を次のように定める。

第一条 この規則は、警察官の服制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第三条 次の表の上欄に掲げる被服の着用期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

第二条 警察官の被服及び装備品のうち別表に掲げるものの色、 (着用期間) 地質又は材質及び制式は、 同表のとおりとする。

冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、冬ワイシャツ、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイ長」という。)は、地方の実情により、これを変更することができる。 |合服、合活動服、合帽子、合活動帽子、 合ワイシャツ、合ネクタイ及び合活動ネクタイ 四月一日から五月三十一日まで及び十月一日から十 十二月一日から翌年三月三十一日まで 月三十日まで

六月一日から九月三十日まで

ただし、警察庁長官(以下「長官」という。)又は警視総監若しくは道府県警察本部長(以下「警察本部

(服装等)

夏服、

夏帽子及び夏活動帽子

第四条 警察官は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに帯革、手錠並びに階級章及び識別章(長官にあつては警察庁長官章、 階級章)を着装しなければならない。ただし、次条から第八条までに規定する場合は、この限りでない。 警視総監にあつては

より、拳銃及び警棒を着装しなければならない。 警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年国家公安委員会規則第七号)及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平成十三年国家公安委員会規則第十四号)に定めるところに

3 (活動服の着用等) 警察官は、必要がある場合には、防寒服、雨衣、手袋又は帽子雨覆いを着用することができる。

第六条 警察官は、長官の定めるところにより、

(特殊の被服等)

(服装等の一部省略)

制服用ワイシャツ又はネクタイに代えて活動服、

活動帽、

白色のワイシャツ又は活動ネクタイを着用することができる。

第四条第一項に規定する服装等の一部を省略することができる

2 制服上衣(夏服上衣を除く。)、ベスト又は活動服については、第五条 警察官は、長官の定めるところにより、制服上衣、制帽、 状況により着用しないことができる。

第七条 別表に掲げるもののほか、土地の状況又は勤務の性質により必要な特殊の上衣、ズボン、 (私服の着用) 防寒衣等について必要な事項は、長官が定めるものとする。

第八条 警察官は、長官又は警察本部長の定めるところにより、 私服を着用することができる。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(従前の規則の廃止)

2

警察官の服制に関する規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第三号) は、 廃止する。

附 則 (昭和三八年一月二四日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(昭和三九年九月一〇日国家公安委員会規則第二号)

この規則は、昭和三十九年九月十日から施行する。

附則 (昭和四二年六月一日国家公安委員会規則第四号)

この規則は、昭和四十二年七月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (昭和四三年八月二三日国家公安委員会規則第三号)

抄

この規則は、昭和四十三年八月二十三日から施行する。

(昭和四八年六月一四日国家公安委員会規則第四号)

(施行期日)

附 則

この規則は、 昭和四十八年七月一日から施行する。

2 帯革の制式およびけん銃の携帯方法については、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間なお従前の例によることができる。

(昭和五一年五月二七日国家公安委員会規則第五号)

この規則は、昭和五十一年六月一日から施行する

2 男子警察官の外とうの制式並びに婦人警察官の服制及び服装については、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間なお従前の例によることができる。

則 (昭和五三年六月一五日国家公安委員会規則第四号)

この規則は、昭和五十三年六月二十日から施行する

(平成五年一二月一七日国家公安委員会規則第一三号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

1

2 この規則の施行の際現に警察官に支給されている雨衣又は貸与されている手錠は、 則 (平成六年七月一三日国家公安委員会規則第二三号) 抄 当分の間、 それぞれ改正後の別表に規定する雨衣又は手錠とみなす。

この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表に規定する外とうは、当分の間、改正後の別表に規定する防寒服とみなす。

抄

則 (平成一三年一一月九日国家公安委員会規則第一三号)

この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。

1

(施行期日)

附則 (平成一三年一一月九日国家公安委員会規則第一四号)

抄

この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。

施行期日)

1

附 則 (平成一四年七月五日国家公安委員会規則第一八号)

分、交通巡視員の服制に関する規則別表の一の図十一を改める部分及び「女子」を「女性」に改める部分並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。 る規則別表の一の図十一を改める部分及び「婦人警察官」を「女性警察官」に改める部分並びに第四条の改正規定中「男子」を「男性」に改める部分、「ファスナ」を「面ファスナ」に改める部 この規則は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定中「男子警察官」を「男性警察官」に改める部分、「ファスナ」を「面ファスナ」に改める部分、警察官の服制に関す**附 則 (平成一四年七月五日国家公安委員会規則第一八号) 抄**

3 女性警察官は、第二条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則第四条第一項本文の規定にかかわらず、当分の間、手錠を携帯することができる。この場合において、 携帯の方法は、 所

轄庁の長が定めるところによるものとする。 この規則の施行の際現に警察官、皇宮護衛官及び交通巡視員に支給されている雨衣は、当分の間、第二条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則別表(皇宮護衛官の服制に関する規則

本則において準用する場合を含む。)及び第四条の規定による改正後の交通巡視員の服制に関する規則別表に規定する雨衣とみなす。 附 則 (平成一七年一二月二七日国家公安委員会規則第二二号)

(施行期日)

この規則は、 平成十八年三月一日から施行する。

経過措置)

2 この規則の施行の際現に警察官に貸与されているけん銃つりひもは、 当分の間、 この規則による改正後の警察官の服制に関する規則別表に規定するけん銃つりひもとみなす。

則 (平成一八年六月五日国家公安委員会規則第一九号)

(施行期日)

この規則は、 平成十八年十一月一日から施行する

(経過措置)

2 附 則 (平成一九年三月九日国家公安委員会規則第四号)この規則の施行の際現に警察官に貸与されている警棒は、当分の間、 この規則による改正後の警察官の服制に関する規則別表に規定する警棒とみなす。

(施行期日)

この規則は、 平成十九年七月一日から施行する。

経過措置)

2 この規則の施行の際現に警察官に貸与されている警棒つりは、当分の間、 この規則による改正後の警察官の服制に関する規則別表に規定する警棒つりとみなす。

附 則 (平成一九年八月一日国家公安委員会規則第一六号)

この規則は、平成十九年十二月一日から施行する

(平成二五年四月八日国家公安委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する

(平成二六年二月一二日国家公安委員会規則第一号)

の規則は、公布の日から施行する。

(平成二七年一二月一四日国家公安委員会規則第二二号)

抄

2

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。(施行期日)

(経過措置)

附 則 (令和四年一月二七日国家公安委員会規則第二号) 抄この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。 附 則 (平成三一年二月八日国家公安委員会規則第一号) 別表に掲げる被服及び装備品の色、地質又は材質及び制式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

一 男性警察官 男性警察官 男性警察官 男性警察官 男性警察官 男子 の規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年三月十五日)から施行する。 (施行期日)

																																制服
			夏服						合服																							冬服
			上衣			ズボン			上衣						ズボン																	上衣
_	制式	地質	色	制式	地質	色	制式	地質	色				制式	地質	色		ī													制式	地質	色
肩章	襟																	袖章				エンブレム	袖	後面			前面		肩章	襟		
1 藍色とする。	シャツカラー式とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	水色とする。	冬服ズボンと同様とする。	上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	冬服上衣と同様とする。	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	紺色とする。	4 形状は、図二のとおりとする。	3 両側及び後面左右にポケット各一個を設ける。後面左右のポケットには蓋及び紺色樹脂ボタン各一個を付ける。	2 腰部にベルト通し七本を付ける。	1 長ズボンとする。	上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	形状は、図一のとおりとする。	2 黒色の地紋織布に巡査部長以上の階級に応じて紺色線、金色線及び銀色線を織り込む。	1 両袖の袖口に近い部位の外側に前面から後面にかけ斜め上に向けて付ける。	は、長官又は警察本部長が定める図柄を入れる。	Oに 邪こよ、斧叉げこうつこよ斧叉げ、邪斧叉こうつこよー 黒色とする。	地色は濃	1 右袖の上腕部に付ける。	長袖とする。	サイドベンツとする。	口を設け、蓋を付ける。	ける。ポケットにはひだ一条、	様を付け	を付けた黒金	1 外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を紺色の樹脂製ボタン(以下「紺色樹脂ボタン」という。)各一個で留める。	折り襟式とする。	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	濃紺色とする。

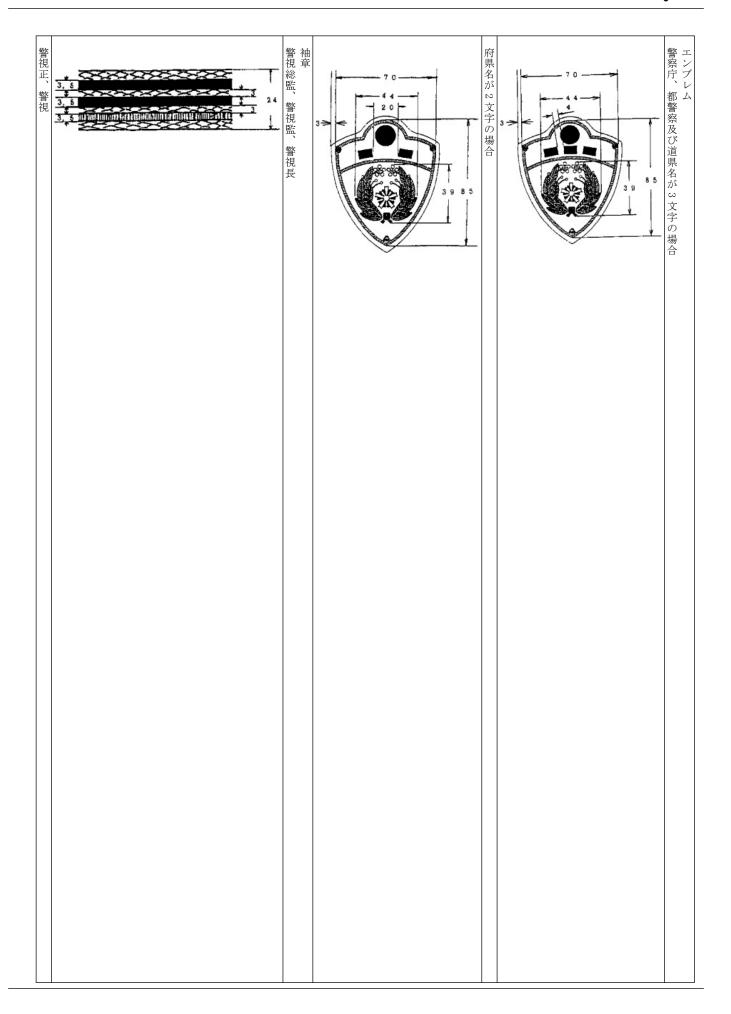
				活動帽													制帽															活動服											
				冬活動帽子			夏帽子	合帽子									冬帽子			合活動服												冬活動服			ズボ								_
		制式	地質	色	制式		地質	色							制式	地質	色	制式	地質	色	1									制式	地質	色	制式	地質	ン 色								_
記章		あごひも									帯章	Ť	記章	あごひも	ひ							エンブレム		袖	後面			前面	肩章								エンブレム		袖	後面		前面	
1 金色のけい素樹脂製で日章を桜で囲む。	2 腰の両側において金色の日章を付けた地色が紺色、縁取りが金色の金属製耳ボタン各一個で留める。	黒色の樹脂製とする。	冬活動服と同質とする。	冬活動服と同色とする。	冬帽子と同様とする。	物とする。	ガーニュ。 毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。ただし、まちにあつてはナイロン製網目織	する。	形状は、図五のとおりとする。	しの地紋	腰に巻く。		金色の金属製日章を金色のモ	あごひもは、腰の両側において	黒色の樹脂製とする。	冬服上衣と同質とする。	冬服上衣と同色とする。	冬活動服と同様とする。	合服上衣と同質とする。	合服上衣と同色とする。	形状は、図四のとおりとする。	冬服上衣と同様とする。	2 カフス式の袖口とし、袖口には紺色樹脂ボタン各一個を付ける。	 長袖とする。 	裾に伸縮性後裾ベルトを付ける。後裾ベルトには左右に前裾ベルトを留める紺色樹脂ボタン各二個を付ける。	3 裾に前裾ベルトを付ける。	にポケット各一個	1 前立てに桜葉ボタン四個を一行に付ける。	冬服上衣と同様とする。	冬服上衣と同様とする。	冬服上衣と同質とする。	冬服上衣と同色とする。	冬服ズボンと同様とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図三のとおりとする。	台地を用いず、濃紺色の人工皮革にけい素樹脂製で枠、記章、名称及び図柄を付けることとするほかは、冬服上衣と同様とする。	2 長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。	1 長袖又は半袖とする。	上部にヨークを入れる。	2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。	1 前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。	

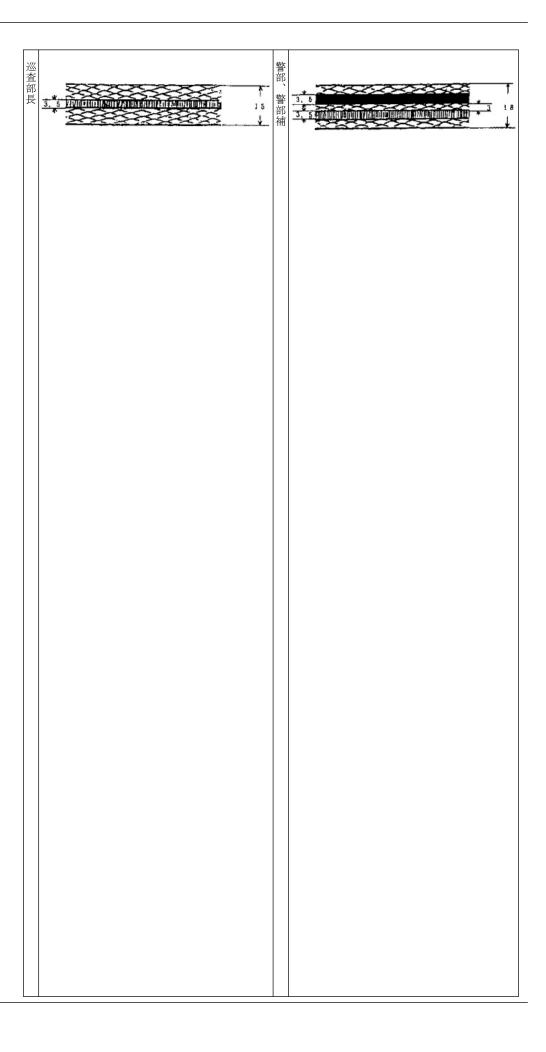
		雨衣																																		防寒服							
		第一種										第二種																								第一種		夏活動帽子	合活動帽				
		上衣										ı						1	ズボン																	上衣		子	子				
制式	地質	色		Ι						制式	地質	色					制式	地質	色			Τ												制式	地質	色	制式	地質	色				
				エンブレム	袖		前面	肩章	襟												エンブレム	袖		頭巾		後面			前面	肩章			襟								階級表示		
ハーフコート式とする。	合成繊維織物とし、防水加工を施す。	紺色又は白色とする。	形状は、図九のとおりとする。	冬服上衣と同様とする。	袖口の外側に袖バンドを付け、袖バンドを留める面ファスナー一組を付けるほかは、第一種上衣と同様とする。	左右の腹部にポケット各一個を設ける。ポ	1 前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。	第一種上衣と同様とする。	折り襟式とする。	ブルゾン式とする。		る。	5 形状は、図八のとおりとする。	4 裾口の外側から上に向けファスナー各一本を付ける。	3 前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。	2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。	1 長ズボンとする。	上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	形状は、図七のとおりとする。	冬服上衣と同様とする。	長袖とする。	2 前面マスク部に面ファスナー一組を付ける。	1 前側見返しをひも通しとし、黒色又は濃紺色のひもを通す。	ナー各一本を付ける	1 センターベンツとする。	右胸部及び左右の腰部にポケット各一個を設ける	立て側でない一行の桜葉ドットボタンについては、飾りボタンとすることができる。	、桜葉の模様を付けた黒金色の金属製	外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を紺色樹脂ボタン各一個で留める。	3 襟回りに頭巾を留める紺色樹脂ボタン三個を付ける。	2 襟元に立ち襟式用に紺色樹脂ボタン一個を付ける。	1 立て折り兼用式とする。	コート式とする。	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。	黒色又は濃紺色とする。	冬活動帽子と同様とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	藍色シする。	形状は、図六のとおりとする。	1 後部に付ける。	2 濃紺色の人工皮革の台地とする。	

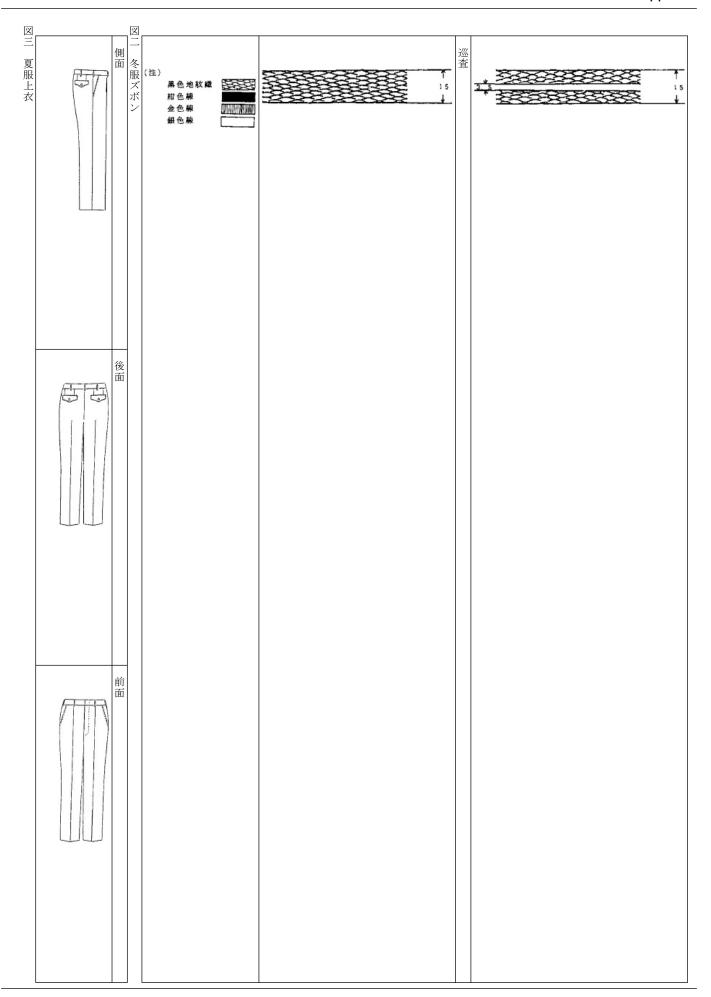
ベルト	イ	タ		-		· 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2				ツ	・シャ	/ 1 合り							第一																										
		店動ネクタイ	冬活動ネクタイ		イクタイ	イスクタイ	・ クタイ					1	/	/					第二種								ンオン	ズドノ																	
五	制式	地質	色	制式	地質	1	五				制式	地質	1	<u>ā</u> _			制式	地質	色						制式	地質		<u>4</u>		 补	曲					頭巾		後面			前面	肩章		;	***
	ネクタイと同様とする。	ネクタイと同質とする。	クタイ	ク	合	1000000000000000000000000000000000000	なが色とする。	4.1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。	3 長袖とする。	2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。		毛織牧 肺織牧 絹織牧 合成繊維織牧又はこれらの浜彩織牧 交換織牧者しくは交織織牧とする	、氏及の、再及の、子之我無反の人に、しつの記言をの、これを	自己とする。		3 腰部にベルト通し五本を付け、地色と同色のバックル付ベルトを通す。		合成繊維織物とし、防水加工を施す。	組色又は白色とする。	6 形状は、図十一のとおりとする。	新口の外側から上.	弱コントリンっこに引き行う。これを付めての上部にドットボタン二組を付	前立てに地色と同り	方でに心包:別包のごっ、ごって三旦 こうこけ 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。	長ズボンとする。	上衣と同質とする。	14 15 15 15 15 15 15 15	4	、図上のとおりとする。	2 白色地のものにあつては袖口に光叉射布を付ける。	受油とする。	前面右下部にマスクを留める凸型ドットド	左側面下部にマスクを付け、白色のドット	設け、白色のドッ	を	塩化ビニル製とする。	色地のものにあつては背当ての下部及び裾に光反射布を	上部に背当てを付け、背当ての下	3 白色地のものにあつては前立ての上前、左右の胸部及び裾に光反射布を付ける。	左右の腰部にポケット各一個を設	前立てに桜葉ドットボタン五組を一行に付ける。	側を地色と同	襟回りに頭巾を留める凸型ド		1 1 は きょうる

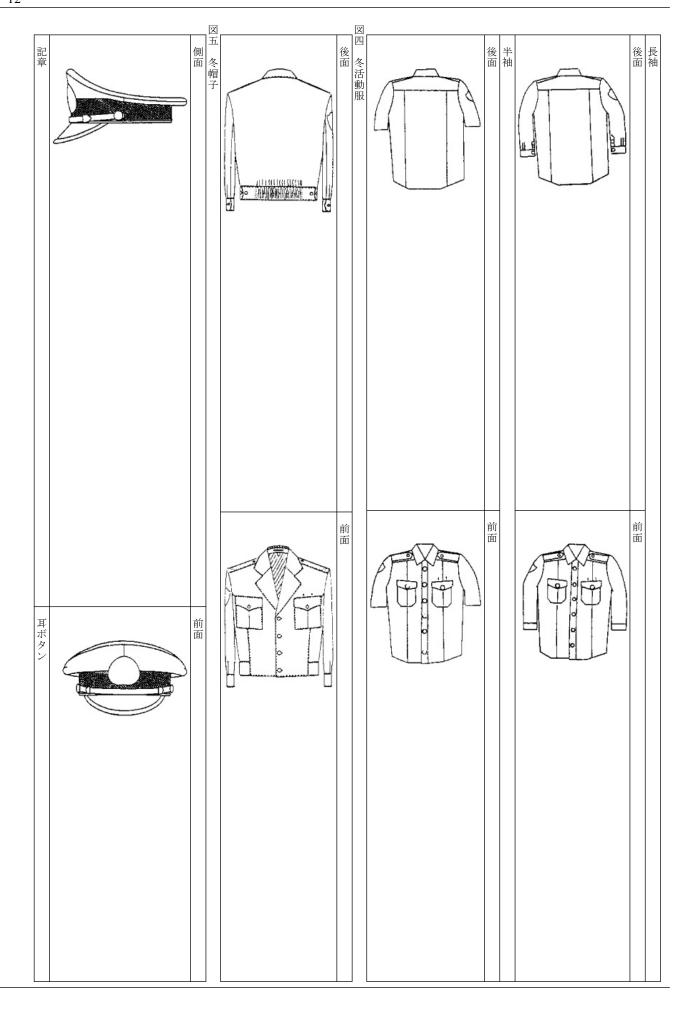
番本 号体 標 整 り視 に に に に に に に に に に に に に		材質	一成
(本)	靴	#	装え
大賞	手袋		白色とする。
色	帽子雨覆い		無色透明とする。
お賞 中華とする。ただし、本書の要領人れた動つては高成文革、参談用調整具及び挙録人れにありては合成文革、参談用調整具で開発している。 日章、日章、日章、日章とする。 日章、日章、日章というのとおりとする。 日章、日章、日章、日章、日章というのとおりとする。 日章、日章、日章というのとおりとする。 日章、日章、日章というのとおりとする。 日章、日章、日章というのとおりとする。 日章、日章、日章というのとおりとする。 日章、日章、日章、日章というのとおりとする。 日章、日章、日章、日章というのとおりとする。 日章、日章、日章というのとおりとする。 日章、日章、日章、日章というのとおりとする。 日章、日章、日章、日章、日章、日章、日章、日章、日章、日章、日章、日章、日章、日	帯革	<u></u> 色	黒色とする。
お女子 おおよい おおよい おおよい おおまない日空を経で囲んだ記室を入れたな野棒でつりを通す。 を担している。 日章 日章 日章 日章 日章 (日章 のとおりとする。 日章 (日章 日章 (日章 のとおりとする。 日章 (日章 (日章 (日章 (日章 (日章 (日章 (日章 (日章 (日章		材質	ただし、本帯の裏面及び手錠入れにあつては合成皮革、拳銃用調整具及び拳銃入れにあ
大質		制式	5日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。
大賞			本帯に拳銃用調整具、留め革、手錠入れ及び警棒つりを通す。
全 日章			
色			
村質 アルミ合金又はアルミ合金と同程度の強度を有する材質とする。	警棒	色	黒色とする。
お賞 日章		材質	メは
大賞		制式	伸縮式とし
日章			握り部先端につばを付け、つば元にナイロ
位色			握り部にポリエステル製滑り止めを巻く。
(型)			
村質 アルミ合金とする。	手錠	色	黒色とする。
りひも 色		材質	アルミ合金とする。
りひも 色 2 本体に鍵穴各一個を設け、日章各一個を打刻する。 長官章 一年、日章 日章、日章 日章、日章台の縁取り及び短冊形板を強色とする。 1 カールコードオンとし、両端に大小の輪を設ける。 長官章 1 金色の金属製日章五個を一行に配置する。 日章、日章 日章、日章台の縁取り及び短冊形板を金色、日章台の地を紺色とす一番人が短標板下方の金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。 2 形状は、図十元のとおりとする。 村質 機板下方の金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。 2 機板に階級に応じて鏡面状の短冊形板を全色、日章台の画側及び横板の中央部に日章台の高冊形板を付ける。 一年 本体金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。 1 金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。		制式	本体二個に回転板各一個を付け、
9 ひも 色 3 形状は、図十五のとおりとする。 長官章 日章、日章 日章、日章 日章、日章日章の縁取り及び短冊形板を金色、日章台の地を紺色とす台及び短冊形板 横板及び目 警視監、警視長及び警視正のものにあつては銀色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とすが設定している。 6色 本体 金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。 6日 本体 金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。 6日 本体 金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。			本体に鍵穴各一個を設け、日章各一
特質			形状は、図十五のとおりと
材質 外被をポリウレタン、芯を金属とする。	拳銃つりひも	色	黒色とする。
制式		材質	タン、
技質 お客		制式	ド式とし、両端に大小の
表官章			小さい輪になす環を付
大質 日章、日章 日章、日章台の縁取り及び短冊形板を金色、日章台の地を紺色とする。			形状は、
位 日章、日章 日章、日章台の縁取り及び短冊形板を金色、日章台の地を紺色とする。	警察庁長官章		金色の金属製目
 色 日章、日章 日章、日章台の縁取り及び短冊形板を金色、日章台の地を紺色とする。 一 本体 金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。 一 本体 金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。 		-	形状は、図十七のとおりとする。
付質 横板及び短 警視長及び警視正のものにあつては銀色とする。 を色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。 ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。 かい	階級章	H	日章、日章台の縁取り及び短冊形板を金色、日章台の地を紺色とす
村質 特別		冊 台 五	が仮えていた。
対質 横板下方の 金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。		横板五	警視監、警視長及び警視正のものにあつては金色、警視以下の階級
材質 横板下方の 金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。		の章	
		横板下	金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とす
村質		1	+
村質 横脂とする。		1	金属とする。
			日章四個を一行に配置する。
材質 樹脂とする。		警視監	1 横反に皆及にないに覚げている計が反かけから。 1 梨地の横板の中央部に日章及び日章台を、日章台の両側及び横
材質 樹脂とする。		C	形式
材質 番号標 銀色とする。	識別章	+	、る。 ただし、 巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とす
		番号輝	銀色とする。
		材質	

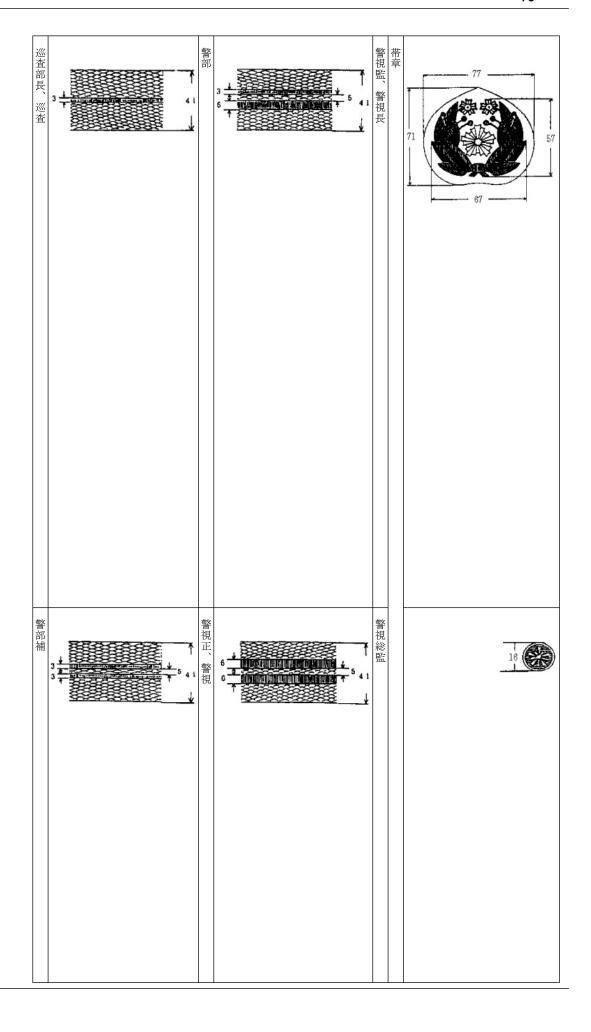
図 後面 桜葉ボタン 冬服上衣 五四 ものとする。 階級章(警視総監の階級章を除く。)及び識別章は、図二十一のように、制服、 警察庁長官章及び警視総監の階級章は、図二十のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの肩章に各一個を付ける。この場合において、肩章には日章ボタンを付けない 拳銃つりひもは、帯革の拳銃用調整具又は拳銃入れと留め革の間になす環を大きい輪に通して留める。 帯革については、拳銃用調整具を用いず、本帯に直接拳銃入れを通すことができる。 防寒服第一種については、上衣のみとすることができる。 識別章については、長官の定めるところにより、番号標の裏面を表示することができる。 紺色雨衣にあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、光反射布を付けることができる。 防寒服及び雨衣の頭巾については、状況により用いないことができる。 長官の袖章及び帯章は、 図一から図二十一までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。 ルトにあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、バックルに日章を付けることができる。 高さ 用 前立 2 1 9 制式 ポケット用 1 9 9 警視総監のものと同様とする。 2 警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。 形状は、図十九のとおりとする。 番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、 本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。 活動服、 前面 肩章 日章ボタン 防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。 10 裏面には警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、 道府<u>県</u>

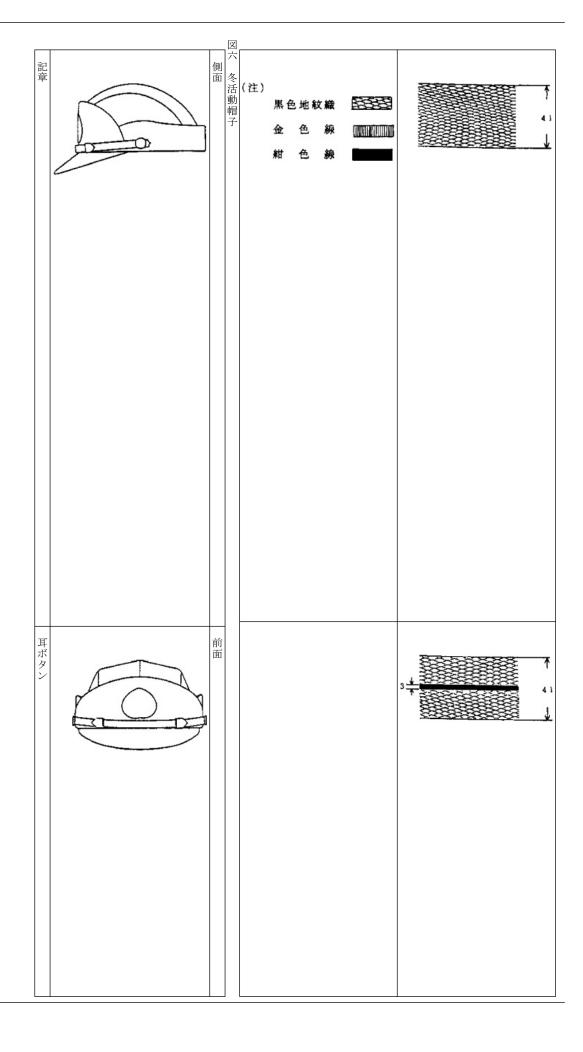


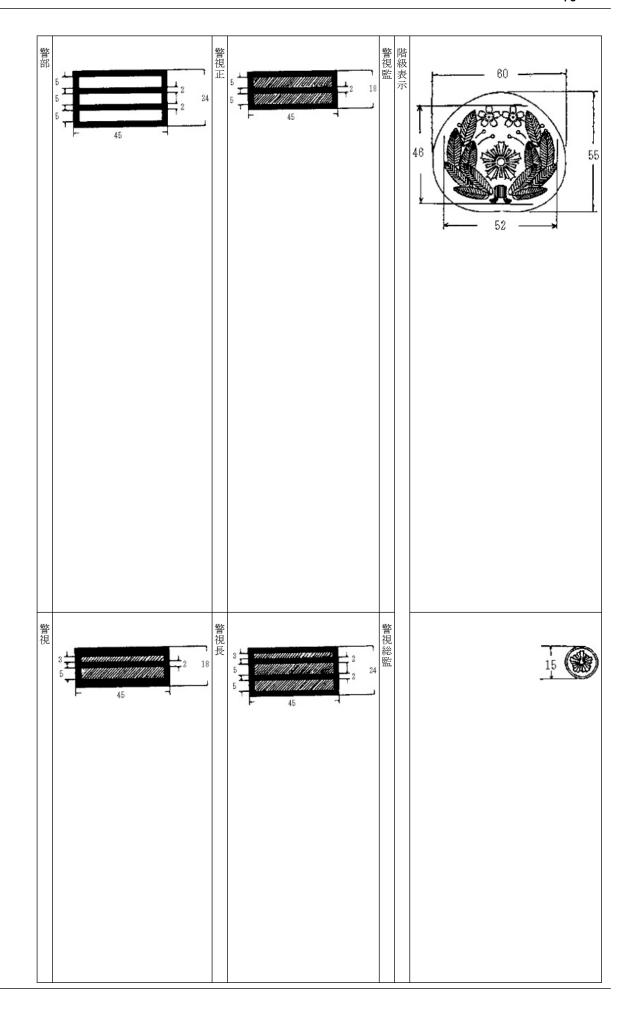


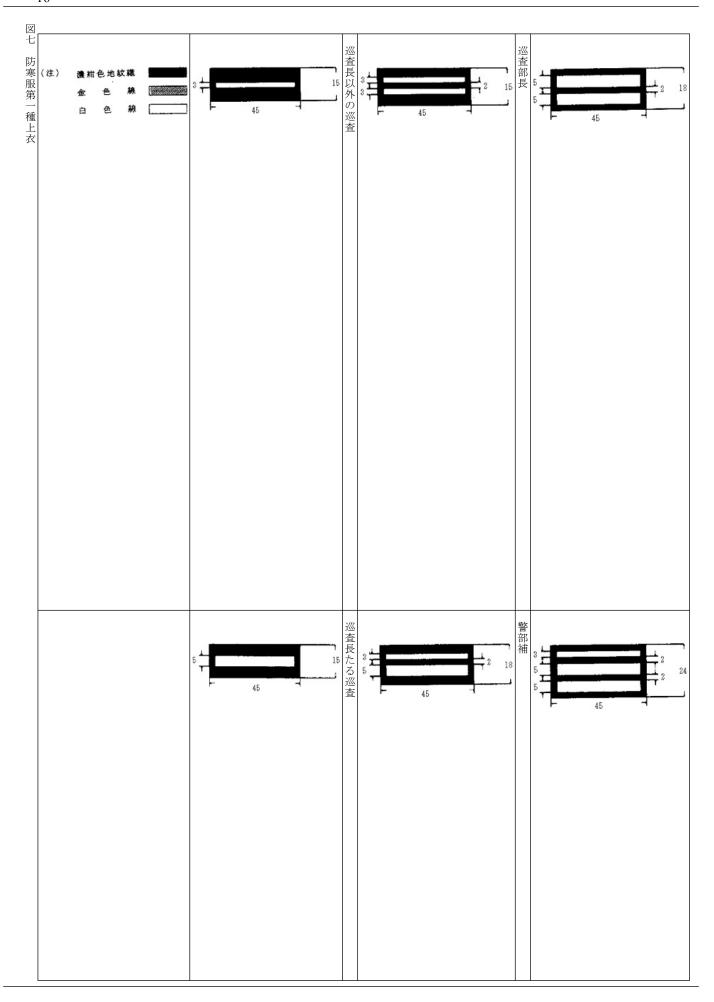


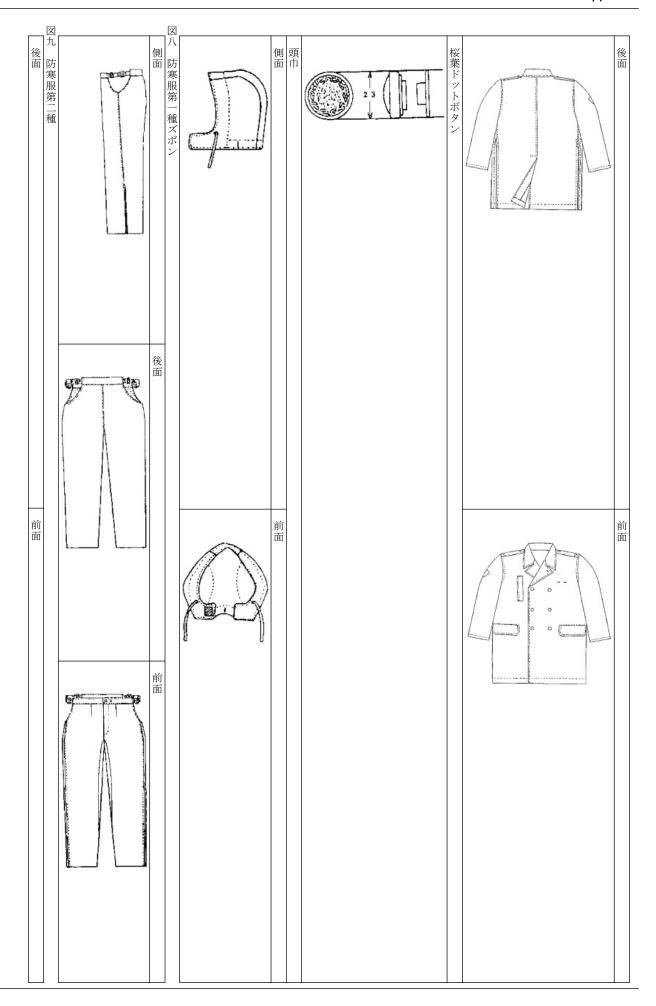


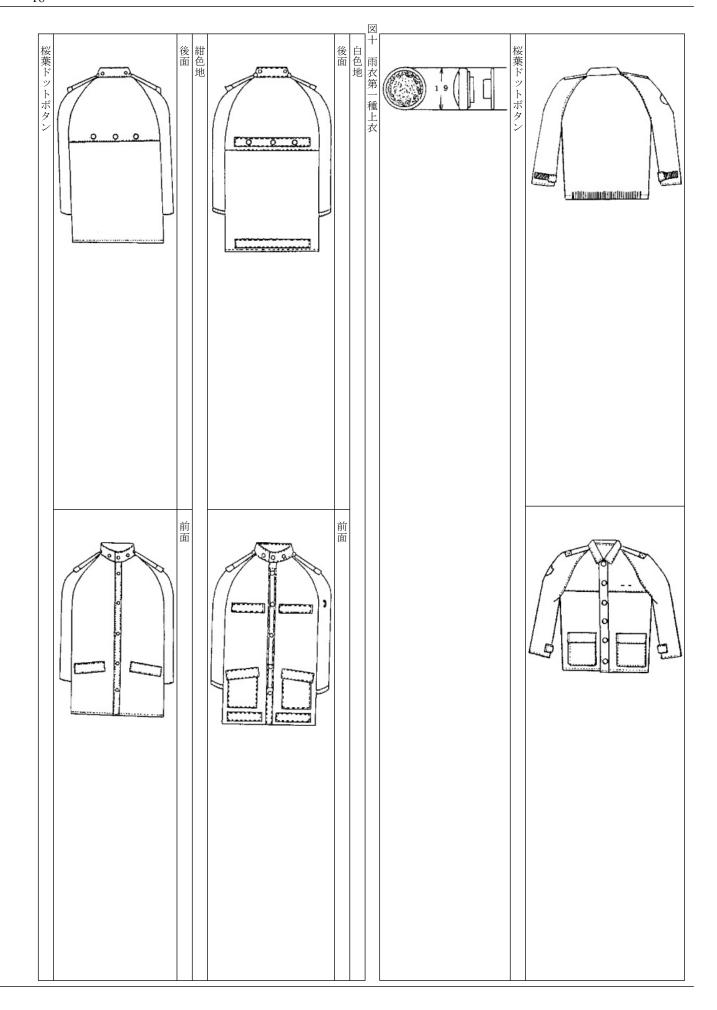


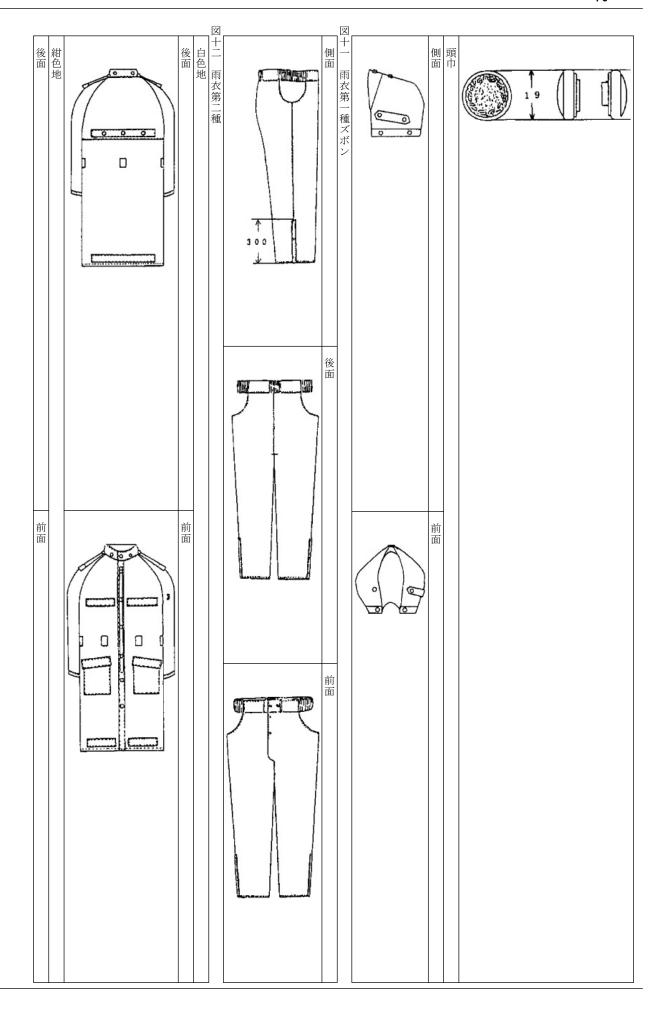


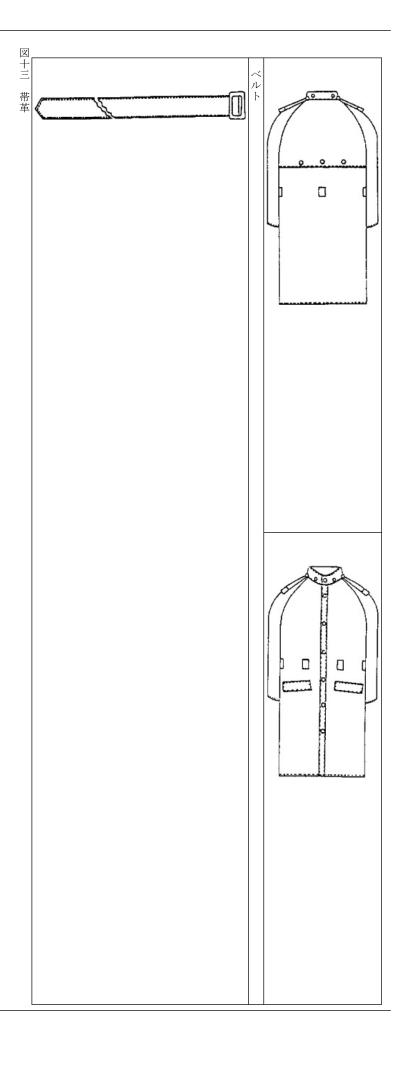


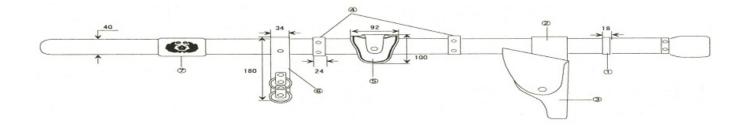










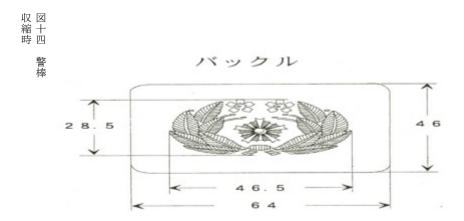


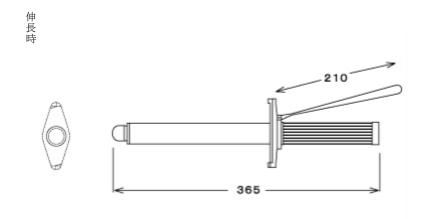
- ①遊革
- ②拳銃用調整具
- ③拳銃入れ

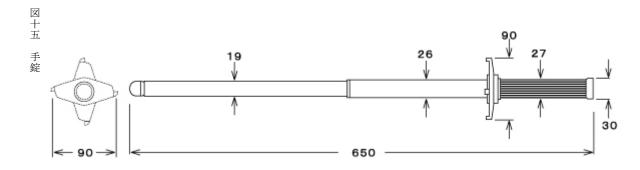


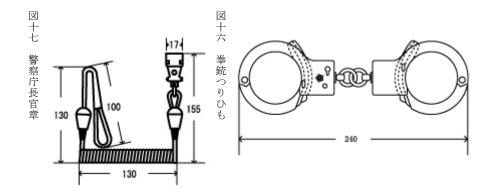


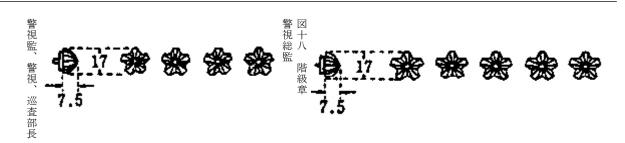
- ④留め革
- ⑤手錠入れ
- ⑥警棒つり
- ⑦バックル

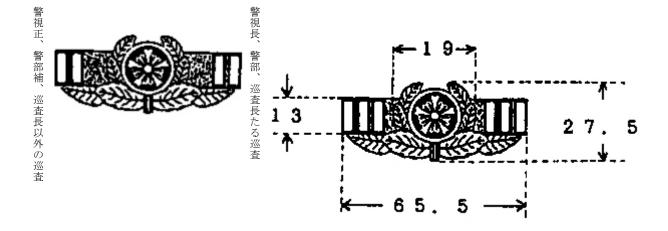






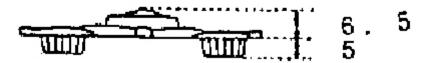




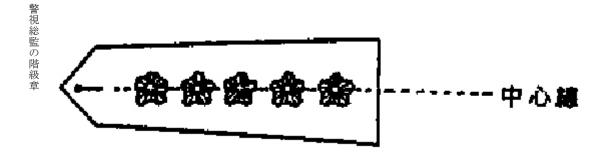


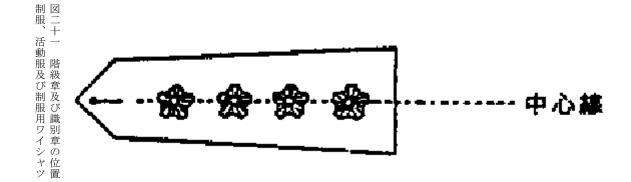
図十九 識別章





警察庁長官章 図二十 警察庁長官章及び警視総監の階級章の位置 5.6





防寒服第一種 防寒服第一種 60 60

34	4																			
		制服	女性警察官						\	\	<u> </u>	č	Á	·/	/					
		冬服 上衣															;	•		
制式肩章	地質	色										C	}-		-4				- .	
2 外側の縫い目外側に日章ボタン各一個を付ける。 1 外側を両肩部に縫い付け、襟側を維色権脂ボタン各一		濃紺色とする。			第		ᆦ	<i>≯</i>								,				

竹質	五年				制式 冬服スカ						式	地質毛織物、	合服 上衣 色 紺色とする。	るこ			2	1	地質	ズボン 色 上衣と			4 前	3 両	2	1	_		形状は	2	1	2 1	前 肩 章 外側	Î		2 形	1 襟、	後面 センター	ファ	2	丘 1	E 制地色 制地色 制地色 制地色 制地色 制地色 制地色 制地色 調力 地質 色 銀質 日 <t< th=""></t<>
前矛刃合つせいにこ前に下る。 物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。 警察官夏服上衣と同侄とする。	Ref	ボンと同様とする。	同質とする。	上衣と同色とする。	カートと同様とする。	上衣と同質とする。	同色とする。	冬服ベストと同様とする。	上衣と同質とする。	同色とする。	冬服上衣と同様とする。	、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。			り	ト	ト通しは、スカース	ズボンレする。	同質とする。	同色とする。	状は、図三のとおりとする。	面の裾にスリットを入れる。	面にボックスプリーツを設ける。	側及び後面右にポケット各一個を設ける。後面右のポケットには蓋及び紺色樹脂ボタン各一個を付ける。	部にベルト通し五本を付ける。	イトスカートとする。	上衣と同質とする。	同色とする。	、図二のとおりとする。	本を付ける。背バンドには尾錠一		ケット各一個を設ける。左胸部及び左腰部のポケット-彳に作ける	マン三間から デニオナン。 い目に縫い込み、 襟側を日章ボタン各一個		同色とする。	図一のとおりと	エンブレム及び袖	ベンツとする。	スナー一本を付ける。	右の胸部及び左右の腰部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び桜葉ボタン各一個を、左腰部のポケット口には「はおいっぱい」という。		(本) しまった。 (本) というと、 (本)

雨衣		防寒服						活動帽	î										制帽									活動服													
第一種		第一種					- 140	冬活動帽子 色	-		了。 一						制	抽	冬帽子	制	地	合活動服				制	- 1	冬活動服 色	——————————————————————————————————————	地	ズボン 色		地	スカート 色		制	地	ベスト 色			
			岩	地質		制式	地質		式	1	Ī	_				帯章	制式 記章	地質		式	地質					式	地質		制式	地質		制式	質			制式	質				
2 背当ての下部を地色と同色のドットボタン二組で留める。 1 前身内合わせを右上前とする。	前身内合わせを右上前とするほかは、男性警察官防寒服第二種と同様とする。	、男性警察官防寒服第一種		- 「行力量」・引張・1 p。		記章の寸法を図九のとおりとするほかは、男性警察官冬活動帽子と同様とする。		冬活動服と同色とする。		・電力・引張 「高端物」合成繊維維物又はこれらの指紋維物 交換維物者しくは交離維物とする。	下枝の、 背枝の、 子之我匡杖のたようしつ) 見方枝の、ソス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	形状は、図八のとおりとする。	中央	前面中央部において、警部補以上	フン織布に警部補以上の階級に応じて金色線又は紺色線を織り込	1 頭下部に巻く。	寸法のほかは、男性警察官冬帽子と同様とする。	冬服上衣と同質又はフェルトとする。	冬服上衣と同色又は濃紺色とする。	冬活動服と同様とする。	合服上衣と同質とする。	合服上衣と同色とする。	5 形状は、図七のとおりとする。	までのほかは、男性警察官冬活	3 前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはファスナー一本を付ける。	1 肩章は、幅を均等とするほかは、冬服上衣と同様とする。		冬服上衣と同色とする。	冬服ズボンと同様とする。	ベストと同質とする。	ベストと同色とする。	冬服スカートと同様とする。	ベストと同質とする。	ベストと同色とする。	2 形状は、図六のとおりとする。	1 背バンドー本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	藍色とする。	4 形状は、図五のとおりとする。	3 1及び2のほかは、男性警察官夏服上衣と同様とする。	祖口に

	図一 冬服上衣	図	とおりとする。	` -	識別章こつハ	拳銃つりひ	帯革につい	ベルト	紺色雨	防寒服	万美月		で、上文の可則には、上文の可則には、	鱼	信者 冬服及び合服の 保者 長官の補章は			;	厅長官	拳銃つりひも	手錠	警棒	帯革	帽子雨覆い	手袋	鄞				ベルト		活動ネクタイ 冬活動		ネクタイタネクタ				ツ合ワー	制服用ワイシャ 冬ワイ			第二種	_
		から図十までの数字は寸法を示	5			帯革の拳銃用調整	拳	は、長官又は警察本部	ては、長官又は警察本	の頭巾については、状	つしてに 山才のみり	ついには、上対のみ1.直括貫近口を訂りる	コシラナる	る上女こあつてまる上女	上衣には、当該上衣の警視総監のものと同様													りは	也質	色	合活動ネクタイ	冬活動ネクタイ	合ネクタイ	クタイ			制式	合ワイシャツ 地質	イシャツ 色			種	
fi面 fina fina fina fina fina fina fina fina		ぶし、単位はミリメートルとする。	イキな コイギュタイン サイ・エオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10	番号票の裏面を表示することができる。	《又は拳銃入れと留め革の間になす環を大きい輪に通して留める。	いず、本帯に直接拳銃入れを通すことができる。	長官又は警察本部長の定めるところにより、バックルに日章を付けることができる。	+部長の定めるところにより、光反射布を付けることができる。	多の雨本の頭巾については、状況により用いないことができる。	いまたとれてきる	にこうでを作る等いでも当まず	とすけ	スー	公の両則にまちを付けた上で当該まちの腰部に貫通口を設け、又は当該上衣の両則の腰部に直接貫通口を設けることができる。この場合において、_ 5時とする。	4 性		二文广文 了上日女 元 ,	男性警察官警察庁長官章と同様とする。	男性警察官拳銃つりひもと同様とする。	男性警察官手錠と同様とする。	男性警察官警棒と同様とする。	男性警察官帯革と同様とする。	無色透明とする。	白色とする。	票色又は白色とする。	男性警察官へいたと同様とする	ノ、こ司族こっ	ベルトと司質とす	男性警察官ベルトと同色とする。	;	男性警察官活動ネクタイと同様とする。		男性警察官ネクタイと同様とする。	4 1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。	3 長袖とする。	 1 肩章は紺色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	白色とする。	3 1及び2のほかは、男性警察官雨衣第二種と同様とする。	2 背当ての下部を地色と同色のドットボタン二組で留める。	せを右上	3 1及び2のほかは、男性警察官雨衣第一種と同様とする。

